



# 長野県報

4月30日(金)  
平成16年  
(2004年)  
号外

## 目次

### 規則

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）…………… 2

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）…………… 2

事務処理規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）…………… 2

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）…………… 4

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（企業局総務課）…………… 4

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程（企業局総務課）…………… 5

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則等の一部を改正する規則（教育振興課）…………… 6

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則（教育振興課）…………… 8

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…………… 8

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…………… 8

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…………… 9

### 告示

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部改正（選挙管理委員会）……………13

長野県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和41年長野県監査委員告示第1号）の一部改正（監査委員事務局）……………13

### 訓令

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部改正（文書学事課）……………14

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部改正（文書学事課）……………14

長野県マイクロフィルム文書管理規程（平成元年長野県訓令第15号）の一部改正（文書学事課）……………16

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部改正（職員課）……………16

長野県企業局職員定数規程（昭和61年長野県公営企業訓令第1号）の廃止（企業局総務課）……………16

企業出納員の任免（昭和60年長野県公営企業訓令第1号）の一部改正（企業局総務課）……………16

長野県企業局の組織に関する規程に定める本庁の課における兼務に関する規程（昭和60年長野県公営企業訓令第2号）の一部改正（企業局総務課）……………17

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部改正（教育振興課）……………17

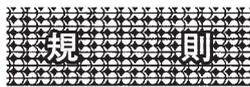
長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部改正（教育振興課）……………17

長野県教育委員会公印規程（昭和43年長野県教育委員会訓令第1号）の一部改正（教育振興課）……………22

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部改正（教育振興課）……………22

長野県選挙管理委員会書記長及び地方書記長専決規程（昭和36年3月30日選訓第1号）の一部改正（選挙管理委員会）……………23

長野県監査委員公印規程（平成5年長野県監査委員訓令1号）の一部改正（監査委員事務局）……………23



知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年 4月30日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県規則第28号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則

(知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正)

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「、企業指導幹、調整幹」を削り、「発電推進幹、技術専門幹及び主任専門指導員」を「技術幹、主任専門指導員及び給与審査幹」に改め、本則第4号中「調整幹及び技術専門幹」を「企画幹及び技術幹」に改め、本則第5号中「課長補佐」を「主任企画員」に改め、本則第6号中「技術主幹」を「主任企画員」に、「次長、課長、」を「課長、」に、「)及び」を「)、主任企画員及び」に、「次長、課長及び」を「課長、主任企画員及び」に改める。

(長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

本則第2号中「、企業指導幹、調整幹」を削り、「発電推進幹、技術専門幹及び主任専門指導員」を「技術幹、主任専門指導員及び給与審査幹」に改め、本則第3号中「課長補佐」を「主任企画員」に改め、本則第4号中「調整幹及び技術専門幹」を「企画幹及び技術幹」に改め、本則第5号中「技術主幹」を「主任企画員」に、「次長、課長、」を「課長、」に、「)及び」を「)、主任企画員及び」に、「次長、課長及び」を「課長、主任企画員及び」に改める。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

行政システム改革チーム

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年 4月30日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県規則第29号

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則(昭和34年長野県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表第2の次長の項及び調整幹の項を削り、同表の課長の項の次に次のように加える。

主任企画員	特に高度な企画調整事務
-------	-------------

別表第2の調整員の項及び審査員の項を次のように改める。

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

別表第2の運転技師の項を削る。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

行政システム改革チーム

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年 4月30日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県規則第30号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書を削る。

第9条第5項中「会計課長」を「事務を主管する課長」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 課長が不在のときは、知事の承認を受けてあらかじめ課長が指定した職員がその事務を代決する。

第9条第9項中「あらかじめ」を削り、「得て、当該専決させる者を補佐する職にある者」を「受けてあらかじめ当該現地機関の長等が指定する職員」に改める。

別表第2の3の(2)のア中「別表第8の7」を「別表第8の9」に改め、同5の(85)中「職員課長」を「職員サポート課長」に改め、同43の(2)中「に係る」を「(現地機関の職員に限る。)に係る」に改め、同44の(4)を削り、同45の(8)中「及び県」を「(長野県体育センターの職員に限る。)及び県」に改め、同48中「、物品」を「並びに物品」に改め、「並びに監査委員事務局職員に係る児童手当法第7条の規定による認定」を削り、同49中「、物品」を「並びに物品」に改め、「並びに人事委員会事務局職員に係る児童手当法第7条の規定による認定」を削る。

別表第4の1の(4)中「別表第5及び別表第8の1」を「別表第5の3及び別表第8の8」に改め、同3の(13)中「別表第5及び」を削る。

別表第5を次のように改める。

(別表第5)(第6条関係)

課長(本庁の付置機関の長を除く。)が専決する事項

1 共通して専決する事項

- (1) 現金取扱員及び物品取扱員の任免
- (2) 所属職員の勤勉手当額の決定
- (3) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年長野県条例第3号)第3条第1項第5号の規定に該当する場合における所属職員(付置機関の長であるものを除く。)の職務に専念する義務の免除
- (4) 当該機関の所掌に係る普通財産の管理
- (5) 当該機関の所掌に係る物品及び債権の取得、管理及び処分

(6) 当該機関の所掌に係る基金の管理

2 管財課長が専決する事項

公舎の管理

3 職員サポート課長が専決する事項

(1) 職員(本庁及び長野県公衆衛生専門学校(同校伊那校を除く。))の職員に限る。(2)から(5)までにおいて同じ。)の扶養親族の認定

(2) 職員の住居手当の決定

(3) 職員の通勤手当の決定

(4) 職員の単身赴任手当の決定

(5) 職員に係る児童手当法第7条の規定による認定

(6) 長野県長野地方事務所の管轄区域にある職員宿舎(現地機関の長、教育長、警察本部長及び警察署長の所掌に係るものを除く。)の管理

別表第8の1の(1)のウからカまでを削り、同キを同ウとし、同クを削り、同ケを同エとし、同コを同オとし、同サを同カとし、同シ中「及び特別休暇」を「特別休暇、育児休業及び部分休業」に改め、同シを同キとし、同スを同クとし、同セを同ケとし、同ソを同コとし、同4の(12)のアの(7)中「以下(3)」を「(4)及びイ」に改め、同8を同9とし、同7の次に次の事項を加える。

8 職員サポートセンター長及び合同庁舎に事務所を置かない機関に係る現地機関の長等(長野県南信労政事務所岡谷分室長、長野県長野保健所長、長野県北信保健所長、保健所支所長、長野県公衆衛生専門学校長、長野県公衆衛生専門学校伊那校長、消費生活センター所長、地域農業改良普及センター支所長、長野県飯山建設事務所長、長野県飯田建設事務所南部支所長及びダム管理事務所長を除く。)が共通して専決する事項

(1) 当該機関(職員サポートセンターにあつては合同庁舎に事務所を置く現地機関、長野県佐久職員サポートセンターにあつては長野県佐久保健所小諸支所及び長野県佐久農業改良普及センター小海支所、長野県上小職員サポートセンターにあつては長野県上田消費生活センター、長野県上伊那職員サポートセンターにあつては労政事務所分室、長野県公衆衛生専門学校伊那校及び長野県上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所、長野県下伊那職員サポートセンターにあつては長野県飯田保健所阿南支所、長野県飯田消費生活センター、長野県下伊那農業改良普及センター阿南支所、長野県飯田建設事務所南部支所及び長野県松川ダム管理事務所、長野県木曾職員サポートセンターにあつては長野県木曾農業改良普及センター南木曾支所、長野県松本職員サポートセンターにあつては長野県松本保健所豊科支所、長野県松本消費生活センター並びに長野県松本農業改良普及センター明科支所及び豊科支所、長野県長野職員サポートセンターにあつては長野県長野保健所(支所を含む。)、長野県長野消費生活センター、長野県長野農業改良普及センター千曲支所及び須坂支所並びに長野県裾花ダム管理事務所、長野県北信職員サポートセンターにあつては長野県北信保健所(支所を含む。)、長野県北信農業改良普及センター飯山支所及び長野県飯山建設事務所を含む。(2)から(5)までにおいて同じ。)の職員の扶養親族の認定

(2) 当該機関の職員の住居手当の決定

(3) 当該機関の職員の通勤手当の決定

(4) 当該機関の職員の単身赴任手当の決定

(5) 当該機関の職員に係る児童手当法第7条の規定による認

定

別表第9の1の(4)を同(8)とし、同(3)を同(7)とし、同(2)の次に次の事項を加える。

(3) 児童福祉に関する次の事項(別表第2の5の(25)に掲げる事項を除く。(4)及び(5)において同じ。)

ア 次世代育成支援及び子育て支援に関すること。

イ 保育所(児童福祉法第59条第1項に規定する施設(同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものに限る。)を含む。)、児童厚生施設及び指定保育士養成施設に関すること。

ウ 保育士に関すること。

エ 児童クラブ事業に関すること。

オ 児童手当に関すること。

(4) 青少年の育成及び保護に関すること。

(5) 社会福祉法人(保育所及び児童厚生施設に関するものに限る。)に関すること。

(6) 長野県青少年対策本部、長野県青少年問題協議会、長野県社会福祉審議会(児童福祉専門分科会図書審査部会及び映画審査部会に限る。)及び長野県保育士試験委員の庶務に関すること。

別表第9の1に次の事項を加える。

(9) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

(10) 長野県私立学校審議会の庶務に関すること。

(11) 長野県短期大学に関すること(別表第2の4に掲げる事項を除く。)

別表第10の1中「長野県波田学院長、長野県信濃学園長」、「長野県岡谷技術専門校長」及び「長野県環境保全研究所長」を削り、「砂防事務所長、長野県佐久高速道事務所長及び長野県北信新幹線事務所長」を「及び砂防事務所長」に改め、同(1)中「(長野県環境保全研究所にあつてはその事務について所長があらかじめ指定した次長)」を削り、同8中「長野県女性相談センター所長」を「長野県自治研修所長、長野県東京事務所長、職員サポートセンター長、長野県消防学校長、長野県飯田児童相談所長、長野県諏訪児童相談所長、長野県佐久児童相談所長、長野県女性相談センター所長、長野県諏訪湖健康学園長、労政事務所長、長野県岡谷技術専門校長、長野県飯田技術専門校長、長野県佐久技術専門校長、長野県上松技術専門校長」に改め、「長野県公衆衛生専門学校伊那校長」の次に「食肉衛生検査所長、消費生活センター所長、長野県松本空港管理事務所長」を加え、「及び水産試験場支場長」を「水産試験場支場長、長野県林業大学校長、河川改良事務所長及び長野県松川ダム管理事務所長」に改め、同8を同11とし、同7中「及び長野県果樹試験場長」を「長野県果樹試験場長、長野県佐久高速道事務所長及び長野県北信新幹線事務所長」に改め、同7を同10とし、同10の前に次の事項を加える。

8 福祉事務所長、長野県福祉大学校長、看護専門学校長、長野県精神保健福祉センター所長、創業支援センター所長、長野県病害虫防除所長及び建設事務所支所長の代決

次長(長野県病害虫防除所にあつてはその事務について所長があらかじめ指定した次長)、教頭又は副校長

9 長野県松本児童相談所長、長野県波田学院長及び長野県信濃学園長の代決

(1) その事務を所管する分掌組織の長

(2) (1)の者もともに不在のときは、その事務について当該機関の長が指定した職員

別表第10の6を削り、同5を同7とし、同7の前に次の事項を加える。

6 長野県環境保全研究所長の代決

(1) 副所長

(2) (1)の者もともに不在のときは、その事務について所長があらかじめ指定した次長

別表第10の4を同5とし、同3の次に次の事項を加える。

4 長野県公衆衛生専門学校長の代決

(1) 次長

(2) (1)の者もともに不在のときは、教頭

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

行政システム改革チーム

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第31号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第8号を削り、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中 「人事委員会事務局次長 監査委員事務局次長」 を

「人事委員会事務局次長 監査委員事務局次長」 に、「地方労働委員会事務局次長」

を「地方労働委員会事務局次長」に改める。

様式第16号中「(障害補償年金にあつては、障害の種類)」及び「(障害補償年金にあつては、障害の現状)」を削り、同様式の注の5を同注の6とし、同注の4の次に次のように加える。

5 「※8 医師の証明」の欄は、傷病補償年金を受けている場合に記入すること。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

職員課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成16年4月30日

長野県公営企業管理者 古林弘充

長野県公営企業管理規程第7号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の総務課の項中 「総務管理係」 を 「総務係」 に

改め、同表の電気課の項中「管理計画係の」を「管理係の」に、

「管理計画係」 を 「管理係」 に改め、同表の備考中「総務

管理係」を「総務係」に改める。

別表第3中 「庶務課」 を 「総務係」 に改める。

別表第10の課の項中

調整幹	局内の調整に関する事務の総括掌理
企画幹	企画調整事務の総括掌理
技術専門幹	課の技術に関する専門的事務の総括掌理
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

企画幹	企画調整事務の総括掌理
技術幹	課の技術に関する専門的事務の総括掌理
主任企画員	特に高度な企画調整事務

に改め、同表の総務課の項中

企業指導幹	企業業務の高度な分析及び指導
主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理

を

主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
---------	----------------------------

に、

運転技師	自動車の運転業務
------	----------

を

運転技師	自動車の運転業務
給与審査幹	職員の扶養親族の認定等に関する事務の総括掌理

に改め、同表の電気課の項を次のように改める。

電気課	無線従事者	電波法（昭和25年法律第131号）第39条に規定する職務
-----	-------	------------------------------

別表第12の現地機関の項中

調整幹	所内の調整に関する事務の総括掌理
技術専門幹	所の技術に関する専門的事務の総括掌理

を

企画幹	企画調整事務の総括掌理
技術幹	所の技術に関する専門的事務の総括掌理

に、

専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

主任企画員	特に高度な企画調整事務
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
企画員	高度な企画調整事務

に改め、同表の発電管理事務所の項中

管理所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
技術主幹	課長補佐としての職務及び課長が特に命じた技術に関する専門的事務の処理
技術専門員	高度な技術指導

を

管理所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
------	------------------

に改め、同表のガス管理事務所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----	---------------------

に改め、同表の水道管理事務所の項及び水道用水管理事務所の項を次のように改める。

水道管理事務所	作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務
	水道技師	水道に関する業務
	現金取扱員	地方公営企業法第28条第4項に規定する職務
水道用水管理事務所	作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務
	水道技師長	水道に関する業務
	水道技師	

附則

(施行期日)

- この管理規程は、平成16年5月1日から施行する。  
(企業職員の給与に関する規程の一部改正)
- 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「企業指導幹  
調整幹  
企画幹  
発電推進幹  
技術専門幹」 を 「企画幹  
技術幹」 に改

める。

総務課

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成16年4月30日

長野県公営企業管理者 古林弘充

長野県公営企業管理規程第8号

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局事務処理規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び第7条」を「、第4項及び次条」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 給与審査幹が専決する事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

第7条第1項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第8条第3項を次のように改める。

- 課長が不在のときは、管理者の承認を受けてあらかじめ課長の指定した職員がその事務を代決する。

第8条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「次長又は」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 給与審査幹が不在のときは、あらかじめ給与審査幹の指定した職員がその事務を代決する。

別表第1の1の(2)中「及び通勤手当」を「並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当」に改める。

別表第3の1の(2)中「別表第4の1及び別表第5の1」を「別表第6の1」に改め、同(4)中「及び通勤手当」を「並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当」に改め、同(7)を削り、同(8)を同(7)とし、同(9)を同(8)とする。

別表第4の1の(1)から(4)までを削り、同(5)を同(1)とし、同(6)を削り、同(7)を同(2)とし、同(8)を同(3)とする。

別表第5の1の(11)中「及び特別休暇」を「、特別休暇、育児休業及び部分休業」に改め、同表を別表第6とし、別表第4の次に次の別表を加える。

(別表第5)(第6条関係)

給与審査幹が専決する事項

- 本庁の職員の扶養親族の認定
- 本庁の職員の住居手当の決定
- 本庁の職員の通勤手当の決定
- 本庁の職員の単身赴任手当の決定

附則

この管理規程は、平成16年5月1日から施行する。

総務課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第1条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条・第43条」に改める。

第2条中「人権教育課」を「こども支援課」に改める。

第4条第17号を同条第19号とし、同条第12号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同条第11号を削り、同条第10号を同条第13号とし、同条第9号を同条第12号とし、同条第8号の次に次の3号を加える。

(9) 長野県短期大学付属幼稚園(以下この条において「付属幼稚園」という。)の管理に関すること。

(10) 付属幼稚園の教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務、勤務成績の評定及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(11) 付属幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第4条に次の1項を加える。

2 教育振興課に、私学教育振興室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 公立の幼稚園(付属幼稚園を除く。第17条において同じ。)に関すること。

(2) 教育に関する法人に関すること。

第5条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改め、同条第3号とし、同条第5号中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改め、同条第6号中「幼稚園、」を削り、同条第5号とし、同条第7号中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改め、同条第6号とする。

第8条第3号中「除く。）」の次に「並びに社会人権教育」を加える。

第12条の見出しを「(こども支援課)」に改め、同条中「人権教育課」を「こども支援課」に改め、同条第1号中「人権教育に係る調整及び事業の推進」を「子どもの教育の企画及び調整」に改め、同条第2号中「人権教育の指導及び助言」を「子どもの権利保護」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 家庭教育に関すること。

第17条第3項第5号及び第4項第1号中「幼稚園」を「公立の幼稚園」に改め、同項第3号中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

第21条第1項及び第2項中「庶務部」を「総務部」に改める。

第27条第1項中「整理課、調査閲覧課及び貸出視聴覚課」を「企画協力課及び資料情報課」に改め、同条第2項第2号及び第3号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号を同項第3号とし、同条第3項中「整理課」を「企画協力課」に改め、同項第1号中「図書、記録その他必要な資料(視聴覚資料を除く。以下「図書資料」という。)の受入、分類、目録の作成及び整理」を「企画、運営及び広報」に改め、同項第2号中「図書資料の修理及び整本」を「市町村立図書館との連絡調整」に改め、同項第3号中「書庫の管理」を「読書の啓発及び読書組織の育成」に改め、同条第4項中「調査閲覧課」を「資料情報課」に改め、同項第1号中「図書資料(貸出図書資料を除く。）」の収集、閲覧及び相互貸借」を「図書、記録その他必要な資料の収集、整理、閲覧、貸出、修理等」に改め、同項第3号中「書誌索引類の作成」を「図書室等の管理」に改め、同項第4号を削り、同条第5項を削る。

第42条を第43条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(現地機関及び教育機関の係の設置)

第42条 この規則に規定するもののほか、現地機関若しくは教育機関又はその分掌組織に、その事務を分掌させるため、係を置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、当該機関の長があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 前項の規定により係を置く機関に、その事務を管理させるため、係長を置き、主任の職以上の職にある職員のうちから、当該機関の長が指定する。

別表第1の教育振興課の項中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に、「第11号まで、第13号及び第15号から第17号」を「第13号まで、第15号及び第17号から第19号」に、「第4条第3号」を「第4条第1項第3号」に、「第4条第4号」を「第4条第1項第4号」に、「第12号及び第14号」を「第14号及び第16号」に改め、同表の義務教育課の項中「第5条第7号」を「第5条第6号」に、「第5条第4号」を「第5条第3号」に、「第5号及び第6号」を「第4号及び第5号」に、「から第3号まで及び第4号」を「、第2号及び第3号」に改め、同表の高校教育課の項及び教学指導課の項中「|庶務係|」を「|総務係|」に改め、同表の文化財・生涯学習課の項中

社会教育係	第8条第3号、第4号(文化財保護係に属するものを除く。)及び第6号から第8号までの事項並びに第14号のうち社会教育委員の庶務に関する事項
-------	--

を

社会・人権教育係	第8条第3号(青少年健全育成係に属するものを除く。)、第4号(文化財保護係に属するものを除く。)
青少年健全育成係	第8条第3号のうち青少年教育に関する事項

に改め、同表の保健厚生課の項中「|庶務係|」を「|総務係|」に改め、同表の人権教育課の項を次のように改める。